

今週はよく耳にするRoHS指令についてご紹介します。
※文字が多くてごめんなさい。

通信ケーブルは2019年7月からRoHS2の対象となりました！

RoHS指令→RoHS2指令改正のポイント



①規制物質が6物質から10物質に増加

増えた4物質は全てフタル酸エステル類でポリ塩化ビニル等の可塑剤に使われている場合があります。

②CEマークの対象

CEマークを表記する必要のある製品は今までの関連指令に加えRoHS2指令にも適合が必要となりました。

③規制物質の含有

RoHS2では、規制10物質が不純物も含めて閾値(しきいち)以下であることを要求しています。製造工程で規制物質が混入(コンタミネーション)し閾値(しきいち)を超えた場合でもRoHS2指令に不適合ということになります。そのため、使用する原材料及び製造工程で規制物質の混入が無いように工程を管理する必要があります。



RoHS1とRoHS2の比較表

	RoHS1 (2002/95/EC)	RoHS2 (2011/65/EU)
適用期間	2006年7月施行	製品カテゴリ毎に異なるが 通信ケーブルは2019年7月施行
規制物質 (閾値(しきいち))	鉛およびその化合物 1000ppm以下	鉛およびその化合物 1000ppm以下
	水銀およびその化合物 1000ppm以下	水銀およびその化合物 1000ppm以下
	カドミウムおよびその化合物 100ppm以下	カドミウムおよびその化合物 100ppm以下
	六価クロムおよびその化合物 1000ppm以下	六価クロムおよびその化合物 1000ppm以下
	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類 1000ppm以下	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類 1000ppm以下
	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類 1000ppm以下	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類 1000ppm以下
		フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) 1000ppm以下
		フタル酸ブチルベンジル(BBP) 1000ppm以下
	フタル酸ジブチル(DBP) 1000ppm以下	
	フタル酸ジイソブチル(DIBP) 1000ppm以下	
規制内容	意図的な含有の規制	不純物を含む含有の規制

通信興業での運用

- ・ 弊社製品は基本的に欧州RoHS指令(2011/65/EU、(EU)2015/863)で規制されている10物質につきましては閾値(しきいち)以下として管理しております。
RoHS10物質閾値(しきいち)以下であることを示した保証書の発行も承ります。
- ・ ケーブル外被上に「R15」と印字されているケーブルはRoHS2対応製品になります。
コネクタ付ケーブルに関しては別途コネクタ部分の確認が必要になります。
- ・ 弊社では製品へのCEマークの貼付、適合宣言書と技術文書の作成・保管は承っておりません。
そのためヨーロッパ(EU)地域へのケーブル単体での販売はできませんのでご注意ください。

LANケーブル豆知識

Q RoHSはいつからあるの？

A 欧州連合(EU)が2003年2月に公布しました(施工は2006年7月)。
電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令が
RoHS指令です。

かわら版バックナンバー要チェック

TSUKOホームページ要チェック



発行元
通信興業株式会社 東京営業所 営業部
東京都新宿区新小川町7-17 飯田橋三幸ビル2階
TEL03-5946-8760 FAX03-5946-8919
<https://www.tsuko.co.jp/>

